

令和 5 年 1 2 月

第 4 回 定 例 会 議 案

西 宮 市

第4回（12月）定例会提案事件表

別冊

- 1 議案第 40 号 第5次西宮市総合計画・後期基本計画制定の件
- 2 議案第 41 号 西宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 3 議案第 42 号 西宮市立留守家庭児童育成センター条例の一部を改正する条例制定の件
- 4 議案第 43 号 西宮市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件
- 5 議案第 44 号 西宮市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件

別冊

- 6 議案第 45 号 令和5年度西宮市一般会計補正予算（第5号）
- 7 議案第 46 号 令和5年度西宮市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第 47 号 令和5年度西宮市食肉センター特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第 48 号 令和5年度西宮市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 49 号 令和5年度西宮市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第 50 号 令和5年度西宮市集合支払費特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 51 号 令和5年度西宮市水道事業会計補正予算（第1号）
- 13 議案第 52 号 令和5年度西宮市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 14 議案第 53 号 令和5年度西宮市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 15 議案第 54 号 令和5年度西宮市病院事業会計補正予算（第1号）
- 16 議案第 55 号 指定管理者指定の件〔西宮市市民憩の家（広田山荘）〕
- 17 議案第 56 号 指定管理者指定の件（西宮市立船坂里山学校）
- 18 議案第 57 号 指定管理者指定の件（西宮市食肉センター）
- 19 議案第 58 号 指定管理者指定の件（西宮市食肉地方卸売市場）
- 20 議案第 59 号 指定管理者指定の件（西宮市立白水峡公園墓地）
- 21 議案第 60 号 指定管理者指定の件（西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮）
- 22 議案第 61 号 指定管理者指定の件（障害者等福祉センターほか1施設）
- 23 議案第 62 号 指定管理者指定の件（西宮市応急診療所）
- 24 議案第 63 号 指定管理者指定の件（西宮市立鳴尾東留守家庭児童育成センターほか1施設）
- 25 議案第 64 号 指定管理者指定の件（西宮市立瓦林留守家庭児童育成センターほか2施設）
- 26 議案第 65 号 指定管理者指定の件（西宮市立名塩留守家庭児童育成センターほか1施設）
- 27 議案第 66 号 指定管理者指定の件（西宮市立津門留守家庭児童育成センターほか1施設）
- 28 議案第 67 号 指定管理者指定の件（西宮市立用海留守家庭児童育成センターほか1施設）

- 29 議案第 68 号 指定管理者指定の件（西宮市立平木留守家庭児童育成センター）
- 30 議案第 69 号 指定管理者指定の件（西宮市立北山学園）
- 31 議案第 70 号 指定管理者指定の件（西宮市立塩瀬児童センターほか1施設）
- 32 議案第 71 号 指定管理者指定の件（西宮市立山東自然の家）
- 33 議案第 72 号 指定管理者指定の件（甲山自然の家ほか3施設）
- 34 議案第 73 号 訴え提起の件（市営住宅等明渡し等請求事件）
- 35 議案第 74 号 市道路線認定の件（甲第623号線）
- 36 議案第 75 号 阪神水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及び同企業団規約の変更に関する協議の件
- 37 議案第 76 号 工事請負契約締結の件（市営城ヶ堀町住宅整備工事）
- 38 議案第 77 号 工事請負契約締結の件（瓦木小学校長寿命化改修他工事）
- 39 議案第 78 号 工事請負契約締結の件（今津小学校長寿命化改修他工事）
- 40 議案第 79 号 工事請負契約締結の件（鳴尾東小学校大規模改修他工事）
- 41 議案第 80 号 工事請負契約変更の件（安井小学校改築工事）
- 42 議案第 81 号 工事請負契約変更の件（段上小学校大規模改修他工事）
- 43 報告第 25 号 処分報告の件（市長の専決処分事項の指定に基づく専決処分）

別冊

- 44 報告監第 4 号 現金出納検査結果報告（令和5年6月分～8月分）
- 45 報告監第 5 号 監査結果報告（令和5年度第2回）

西宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例

西宮市国民健康保険条例（昭和36年度西宮市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の3中「及び第17条の5」を「、第17条の5及び第17条の6」に改め、同条第2号ニ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第10条第1項中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第14条の6中「の基礎賦課額は、政令第29条の7第2項第9号に規定する額を、」を「又は」に、「及び第17条の2」を「、第17条の2及び第17条の6」に、「政令附則第4条第2項第6号」を「政令第29条の7第2項第9号又は附則第4条第2項第6号」に改める。

第14条の6の2中「及び第17条の5」を「、第17条の5及び第17条の6」に改め、同条第2号ロ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第14条の6の12中「の後期高齢者支援金等賦課額は、政令第29条の7第3項第8号に規定する額を、」を「又は」に、「及び第17条の2」を「、第17条の2及び第17条の6」に、「政令附則第4条第3項第6号」を「政令第29条の7第3項第8号又は附則第4条第3項第6号」に改める。

第14条の7中「第17条の2」の次に「及び第17条の6」を加え、同条第2号口中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第17条の2第1項第1号中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第17条の5第1項中「第14条第2号に定める基礎賦課額の被保険者均等割額」を「第14条第2号に定める基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率」に、「同号に定める基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額」を「当該保険料率から、当該保険料率」に、「当該被保険者均等割額に10分の5」を「当該保険料率に10分の5」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第17条の6 当該年度において、その世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第14条の2の基礎賦課額（第17条の2又は前条の規定の適用を受ける場合にあつては、これらの規定による減額後の額）から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第29条の7第2項第9号又は附則第4条第2項第6号に規定する額を超える場合にあつては、これらの規定に規定する額）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2各号に掲げる場合にあつては、出産の日。次条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあつては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率（第17条の2の規定の適用を受ける場合にあつては、当該保険料率から、当該保険料率に同条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じ、それぞれ当該各号イに定める割合を乗じて得た額を控除して得た額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- 2 第17条の2第2項の規定は、前項各号に掲げる額の算定について準用する。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条の6の8」と、「第29条の7第2項第9号又は附則第4条第2項第6号」とあるのは「第29条の7第3項第8号又は附則第4条第3項第6号」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「をいう」とあるのは「をいい、介護納付金賦課被保険者である者に限る」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第14条の2」とあるのは「第14条の8第1項」と、「第17条の2又は前条」とあるのは「第17条の2」と、「これらの規定」とあるのは「同条の規定」と、「第29条の7第2項第9号又は附則第4条第2項第6号」とあるのは「第29条の7第4項第8号」と読み替えるものとする。

（出産被保険者に関する届出）

第17条の7 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出

産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

付 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 改正後の西宮市国民健康保険条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(参考1)

○提案理由

国民健康保険法施行令等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市国民健康保険条例（現行抄）

（一般被保険者に係る基礎賦課総額）

第8条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条の2及び第17条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ニ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付

金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額
（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第17条の2第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第17条の2第1項において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第14条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（基礎賦課限度額）

第14条の6 第9条の基礎賦課額は、政令第29条の7第2項第9号に規定する額を、第14条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第14条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第17条及び第17条の2において同じ。）は、政令附則第4条第2項第6号に規定する額を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第14条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第17条の2及び第17条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の6の12 第14条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、政令第29条の7第3項第8号に規定する額を、第14条の6の8の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の6の8の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第17条及び第17条の2において同じ。)は、政令附則第4条第3項第6号に規定する額を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第14条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第17条の2の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第7条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(低所得者の保険料の減額)

第17条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下同じ。)現在において、同一世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者

(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、ロに掲げる額とを合算した額

イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(未就学児に係る基礎賦課額の被保険者均等割額等の減額)

第17条の5 当該年度において、その世帯に年齢6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条第2号に定める基礎賦課額の被保険者均等割額(当該未就学児が属する世帯に係る保険料の納付義務者が第17条の2の規定の適用を受ける場合にあつては、同号に定める基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に同条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じ、それぞれ当該各号イに定める割合を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。))を控除して得た額)から、当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。))を控除して得た額とする。

西宮市立留守家庭児童育成センター条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市立留守家庭児童育成センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市立留守家庭児童育成センター条例の一部を改正する条例

西宮市立留守家庭児童育成センター条例（昭和63年西宮市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「第4学年」の次に「又は第6学年」を加える。

付則第5項中「）」とあるのは「第4学年」を「又は第6学年）」とあるのは、「第4学年又は第6学年」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考1)

○提案理由

留守家庭児童育成センターにおける利用資格の拡充を行うため。

(参考2)

○西宮市立留守家庭児童育成センター条例（現行抄）

（利用資格）

第5条 育成センターを利用できる者は、次の各号に掲げる要件を備えた者とする。

- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校又はこれに準ずる学校の第1学年から第3学年（規則で定める育成センターにあつては、第4学年）までに在学していること。

付 則

- 5 市長が指定する育成センターについて、春季、夏季又は冬季の学校の休業日のうち市長が指定する期間における第5条第1項の規定の適用については、同項第2号中「第3学年（規則で定める育成センターにあつては、第4学年）」とあるのは「第4学年」とする。

西宮市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市営住宅条例の一部を改正する条例

西宮市営住宅条例（平成8年西宮市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第7条中「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）」を「市長が定める普通市営住宅に入居しようとする者」に改め、同条第2号中「その他婚姻の予約者」を削り、「第5号及び第18条において」を「以下」に改める。

第8条第2項第1号中「老人等及び単身者用住宅」を「市長が定める改良住宅」に改める。

第11条第1号中「老人等」を「市長が定める特別賃貸住宅に入居しようとする者」に改める。

第11条の2第1号中「のうち」を「（市長が定める特定公共賃貸住宅に入居しようとする者にあつては）」に、「備えるもの」を「備える者に限る。）」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に市営住宅の入居の申込みをした者の入居者資格については、

なお従前の例による。

(参考 1)

○提案理由

市営住宅の入居者資格等を変更することに伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市営住宅条例（現行抄）

（普通市営住宅の入居者資格）

第7条 普通市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）にあっては第1号及び第3号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（以下「被災者等」という。）にあっては第3号）に掲げる条件を備える者とする。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第5号及び第18条において同じ。）があること。

（改良住宅の入居者資格）

第8条

2 前項に規定する者が改良住宅に入居せず、又は入居しなくなった場合においては、同項の規定にかかわらず、当該改良住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（被災者等にあっては前条第3号に掲げる条件）を備える者とする。

(1) 前条第1号から第3号まで（老人等及び単身者用住宅に入居しようとする者にあっては同条第1号及び第3号）、第5号及び第6号に掲げる条件

（特別賃貸住宅の入居者資格）

第11条 特別賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を備える者とする。

(1) 第7条第1号から第3号まで、第5号及び第6号（老人等にあっては同条第1号、第3号、第5号及び第6号、被災者等にあっては同条第3号）に掲げる条件

（特定公共賃貸住宅の入居者資格）

第11条の2 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる者（第7条第5号及び第6号に掲げる条件を備える者に限る。）とする。

(1) 収入その他が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「特優賃規則」という。）で定める基準の範囲内で規則で定める基準に適合する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、第7条第2号に掲げる条件を備えるもの

西宮市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例

西宮市工業用水道事業給水条例（昭和38年西宮市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第25条の表基本料金の項中「42円」を「55円」に改め、同表超過料金の項中「126円」を「165円」に改める。

第27条の表300ミリメートルの項中「300ミリメートル」を「300ミリメートル以上」に改め、同表中

「

75ミリメートル
50ミリメートル

」

を

「

75ミリメートル以下

」

に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第25条の規定は、令和6年4月分以後の料金について適用し、令和6年3月分までの料金については、なお従前の例による。

(参考1)

○提案理由

工業用水道料金の改定を行うほか、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市工業用水道事業給水条例（現行抄）

(料金)

第25条 料金は、次の表の規定に基づきそれぞれ算定した基本料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

料金の区分	金額
基本料金	基本使用水量 1立方メートルにつき 42円
超過料金	超過使用水量 1立方メートルにつき 126円

(メーター使用料)

第27条 メーター使用料は、1個1月につき、次の表に規定する金額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、使用者の負担において設置したメーターその他管理者が特に認めるメーターについては、この限りでない。

メーターの口径	金額
300ミリメートル	12,500円
75ミリメートル	9,500円
50ミリメートル	

(該当部分のみ抜粋)

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
位置 西宮市大社町7番17号
名称 西宮市市民憩の家（広田山荘）

- 2 指定管理者となる団体
西宮市青木町2番5号
公益社団法人 西宮市シルバー人材センター
理事長 金 井 良 碩

- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

市民憩の家（広田山荘）の指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
位置 西宮市山口町船坂2048番地2
名称 西宮市立船坂里山学校

- 2 指定管理者となる団体
西宮市山口町船坂2048番地2
船坂小学校跡施設管理運営委員会
委員長 梅 原 浩 之

- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

船坂里山学校の指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
位置 西宮市西宮浜2丁目32番地の1
名称 西宮市食肉センター

- 2 指定管理者となる団体
西宮市津田町3番14号
株式会社 キャンフォラ
代表取締役 安次嶺 邦 男

- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

食肉センターの指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
位置 西宮市西宮浜2丁目32番地の1
名称 西宮市食肉地方卸売市場

- 2 指定管理者となる団体
西宮市津田町3番14号
株式会社 キャンフォラ
代表取締役 安次嶺 邦 男

- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

食肉地方卸売市場の指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

位置 西宮市山口町中野

名称 西宮市立白水峡公園墓地

2 指定管理者となる団体

西宮市青木町3番20号

一般社団法人 西宮高齢者事業団

代表理事 田 原 幸 夫

3 指定期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

墓地の指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
位置 西宮市林田町7番17号
名称 西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮

- 2 指定管理者となる団体
西宮市上甲子園5丁目7番21号
社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団
理事長 阪 本 興 司

- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

介護老人保健施設の指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

位 置	名 称
西宮市染殿町8番17号	障害者等福祉センター
西宮市染殿町8番17号	視覚障害者図書館

2 指定管理者となる団体

西宮市染殿町8番17号

社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会

理事長 水田 宗人

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

障害者等福祉センター及び視覚障害者図書館の指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
位置 西宮市池田町13番3号
名称 西宮市応急診療所

- 2 指定管理者となる団体
西宮市染殿町8番3号
一般社団法人 西宮市医師会
会長 伊 賀 俊 行

- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

応急診療所の指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

位 置	名 称
西宮市上田中町1番14号	西宮市立鳴尾東留守家庭児童育成センター
西宮市古川町1番65号	西宮市立甲子園浜留守家庭児童育成センター

2 指定管理者となる団体

東京都港区芝四丁目13-3 PMO 田町東10F

株式会社 明日葉

代表取締役 大 隈 太嘉志

3 指定期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

留守家庭児童育成センターの指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

位 置	名 称
西宮市瓦林町26番19号	西宮市立瓦林留守家庭児童育成センター
西宮市愛宕山7番24号	西宮市立広田留守家庭児童育成センター
西宮市今津二葉町4番10号	西宮市立今津留守家庭児童育成センター

2 指定管理者となる団体

西宮市染殿町8番17号

社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会

理事長 水 田 宗 人

3 指定期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

留守家庭児童育成センターの指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

位 置	名 称
西宮市名塩2丁目11番40号	西宮市立名塩留守家庭児童育成センター
西宮市神呪町3番33号	西宮市立甲東留守家庭児童育成センター

2 指定管理者となる団体

西宮市染殿町8番17号

社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会

理事長 水 田 宗 人

3 指定期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

留守家庭児童育成センターの指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

位 置	名 称
西宮市津門呉羽町5番13号	西宮市立津門留守家庭児童育成センター
西宮市大屋町10番20号	西宮市立瓦木留守家庭児童育成センター

2 指定管理者となる団体

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号渋谷マークシティウエスト

ライクキッズ株式会社

代表取締役 岡 本 拓 岳

3 指定期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

留守家庭児童育成センターの指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

位 置	名 称
西宮市用海町3番54号	西宮市立用海留守家庭児童育成センター
西宮市浜脇町5番48号	西宮市立浜脇留守家庭児童育成センター

2 指定管理者となる団体

神戸市西区学園西町五丁目4番
社会福祉法人 神戸YMCA福祉会
理事長 井 上 真 二

3 指定期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

留守家庭児童育成センターの指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
位置 西宮市平木町4番1号
名称 西宮市立平木留守家庭児童育成センター

- 2 指定管理者となる団体
東京都千代田区神田猿樂町二丁目2番3号
株式会社 日本デイケアセンター
代表取締役 齋 藤 加代子

- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和12年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

留守家庭児童育成センターの指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
位置 西宮市甲山町53番地
名称 西宮市立北山学園

- 2 指定管理者となる団体
西宮市甲山町53番地
社会福祉法人 甲山福祉センター
理事長 服 部 英 司

- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

北山学園の指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

位 置	名 称
西宮市名塩新町1番地	西宮市立塩瀬児童センター
西宮市山口町下山口4丁目1番8号	西宮市立山口児童センター

2 指定管理者となる団体

西宮市上甲子園5丁目7番21号

社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団

理事長 阪 本 興 司

3 指定期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

児童館の指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
位置 朝来市山東町栗鹿2179番地
名称 西宮市立山東自然の家

- 2 指定管理者となる団体
朝来市山東町栗鹿2038番地1
一般社団法人 山東自然の家
代表理事 中 島 正 之

- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

山東自然の家の指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者指定の件

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

位 置	名 称
西宮市甲山町67番地	甲山自然の家
西宮市甲山町67番地	甲山自然学習館
西宮市甲山町62番から74番まで	甲山キャンプ場
西宮市越水字社家郷山1番119	社家郷山キャンプ場

2 指定管理者となる団体

西宮市甲風園1丁目8番1号

特定非営利活動法人 こども環境活動支援協会

代表理事 狹 間 恵三子

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

甲山自然環境センターの指定管理者を指定するため。

(参考2)

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

訴 え 提 起 の 件

下記のとおり訴えを提起する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 訴えの事件名

市営住宅等明渡し等請求事件

2 訴えの相手方

(1) * * * * *

* * * *

(2) * * * * *

* * * *

(3) * * * * *

* * * *

(4) * * * * *

* * * *

(5) *

* * * *

(6) *

* * * *

(7) *

* * * *

(8) ****

* * **

(9) ****

* * * *

3 訴えの趣旨

(1) 次に掲げる市営住宅等の明渡しを求める。

ア 相手方(1)及び(2)にあつては当該住所地の市営住宅

イ 相手方(3)から(5)までにあつては****

ウ 相手方(3)から(5)までにあつては**** **

エ 相手方(6)及び(7)にあつては****

オ 相手方(8)及び(9)にあつては****

(2) 次に掲げる金員の支払を求める。

ア 相手方(1)にあつては滞納家賃、家賃相当損害金及び延滞金

イ 相手方(2)にあつては滞納家賃、家賃相当損害金及び延滞金

ウ 相手方(3)から(5)までにあつては滞納家賃、滞納駐車場使用料、家賃相当損害金、駐車場相当損害金及び延滞金

エ 相手方(6)及び(7)にあつては滞納家賃、家賃相当損害金、共益費相当損害金及び延滞金

オ 相手方(8)及び(9)にあつては滞納家賃、家賃相当損害金及び延滞金

(3) 相手方(1)及び(2)にあつては滞納家賃等の全額を支払い、以後の家賃を滞納せずに支払うと申し出た場合、この項(1)及び(2)の規定にかかわらず、市は当該市営住宅を対象とした訴え提起前の和解を申し立てることができる。

4 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(参考)

○訴えを提起する理由

市営住宅の入居者である相手方(1)及び(2)にあっては家賃等を長期にわたり滞納し、市の催告にもかかわらずこれに応じないため、相手方(3)から(9)までには市営住宅を不正に使用し、市の明渡し請求にもかかわらずこれに応じないため、訴えを提起するものである。

市道路線認定の件

下記のとおり市道路線を認定する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

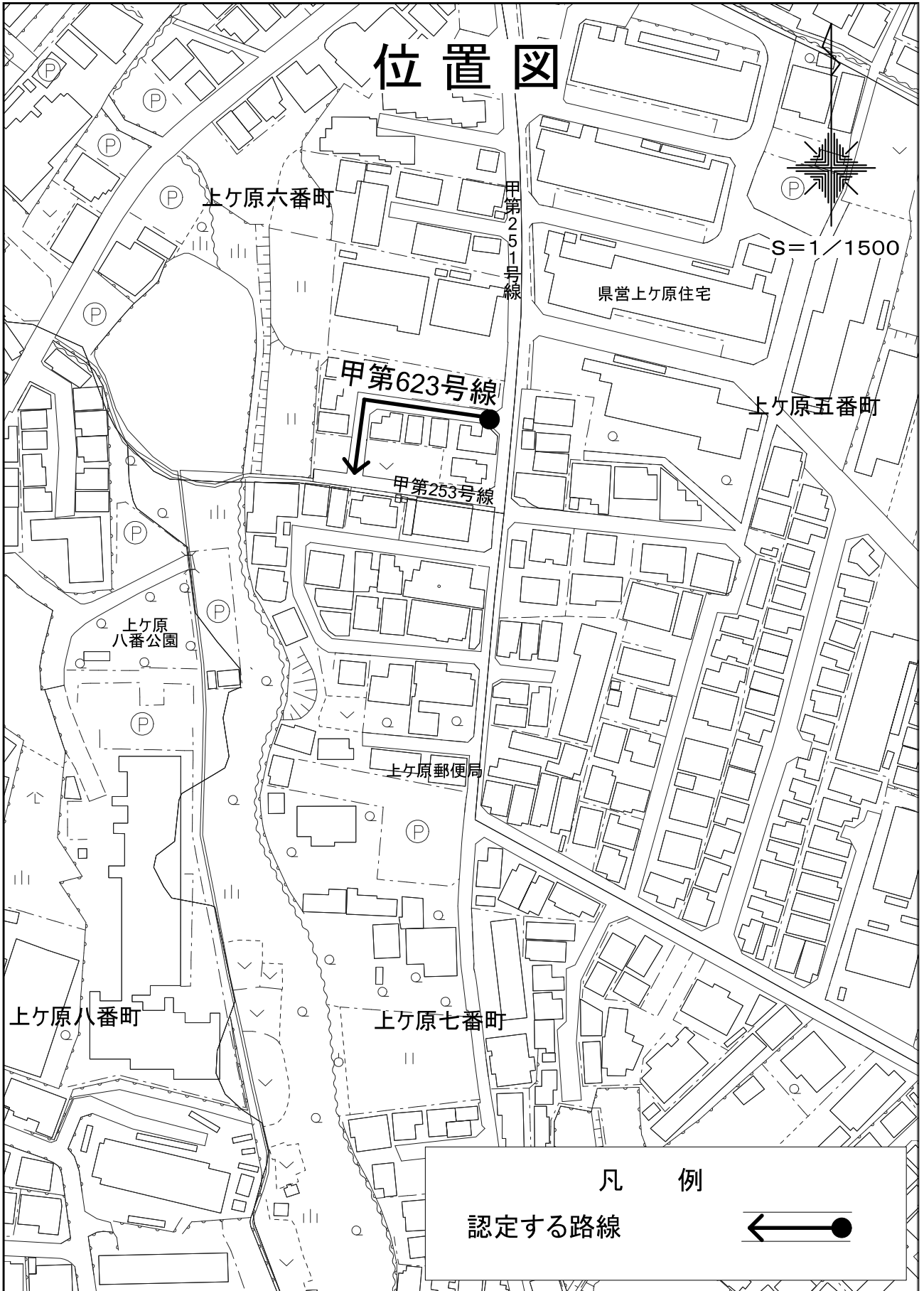
整理 番号	路線名	起 点	備 考		
		終 点	延長(m)	幅員(m)	その他
①	甲第623号線	上ヶ原六番町89番4地先	58	4.20	
		上ヶ原六番町89番25地先		～4.50	

(参考)

○提案理由

道路の寄付受けにより、市道の路線認定を行うため。

位置図



阪神水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及び同企業団規約の変更に
関する協議の件

阪神水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及び同企業団規約の変更に
関して、次のとおり関係地方公共団体と協議するため、議決を求める。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石井 登志郎

阪神水道企業団規約の一部を変更する規約

阪神水道企業団規約（昭和37年兵庫県指令地第1700号）の一部を次のように変更
する。

		「神戸市	
	「神戸市	尼崎市	
	尼崎市	西宮市	
第2条中	西宮市	を	に改める。
	芦屋市	芦屋市	
	宝塚市	宝塚市	
	宝塚市」	明石市」	

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

明石市を新たに構成団体とすることに伴い、阪神水道企業団規約の変更を行うことについて、関係地方公共団体と協議するため。

(参考 2)

○阪神水道企業団規約（現行抄）

（企業団を組織する市）

第 2 条 企業団は、次の市をもつて組織する。

神戸市

尼崎市

西宮市

芦屋市

宝塚市

(参考 3)

○地方自治法

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

（議会の議決を要する協議）

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条（第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

工事請負契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 契約の目的	市営城ヶ堀町住宅整備工事
2 契約金額	金1,212,200,000円
3 契約の相手方	西宮市高松町20番21号 松田・日光 特定建設工事共同企業体

(参考)

- (1) 工期 令和8年3月31日
- (2) 工事場所 西宮市城ヶ堀町
- (3) 工事概要 既存建物（RC造4階建て24戸）を2棟解体
新築建物（RC造5階建て63戸）を1棟新築
建築面積：902.05㎡
延床面積：3,421.98㎡
最高高さ：16.10m
附帯施設 駐車場、駐輪場、ゴミ置き場の設置

入札結果表

令和5年9月28日 開札、同日 施工能力評価型総合評価落札方式により決定				
名 称 市営城ヶ堀町住宅整備工事				
予 定 価 格 金1,263,900千円 (入札書比較価格 金1,149,000千円)				
調査基準価格 金1,162,788千円 (調査基準比較価格 金1,057,080千円)				
失格基準価格 金1,095,643千円 (失格基準比較価格 金996,039千円)				
入 札 者	技術評価点 (A)	入札価格 (単位：億円) (B)	評価値 (A) / (B)	備 考
松田・日光 特定建設工事共同企業体	104.250	11.02	9.460	落 札
三日月建設・第一建設機工 特定建設工事共同企業体	104.525	12.23	8.547	

評価値は小数第4位を四捨五入

契約業者経歴表

(単位：千円)

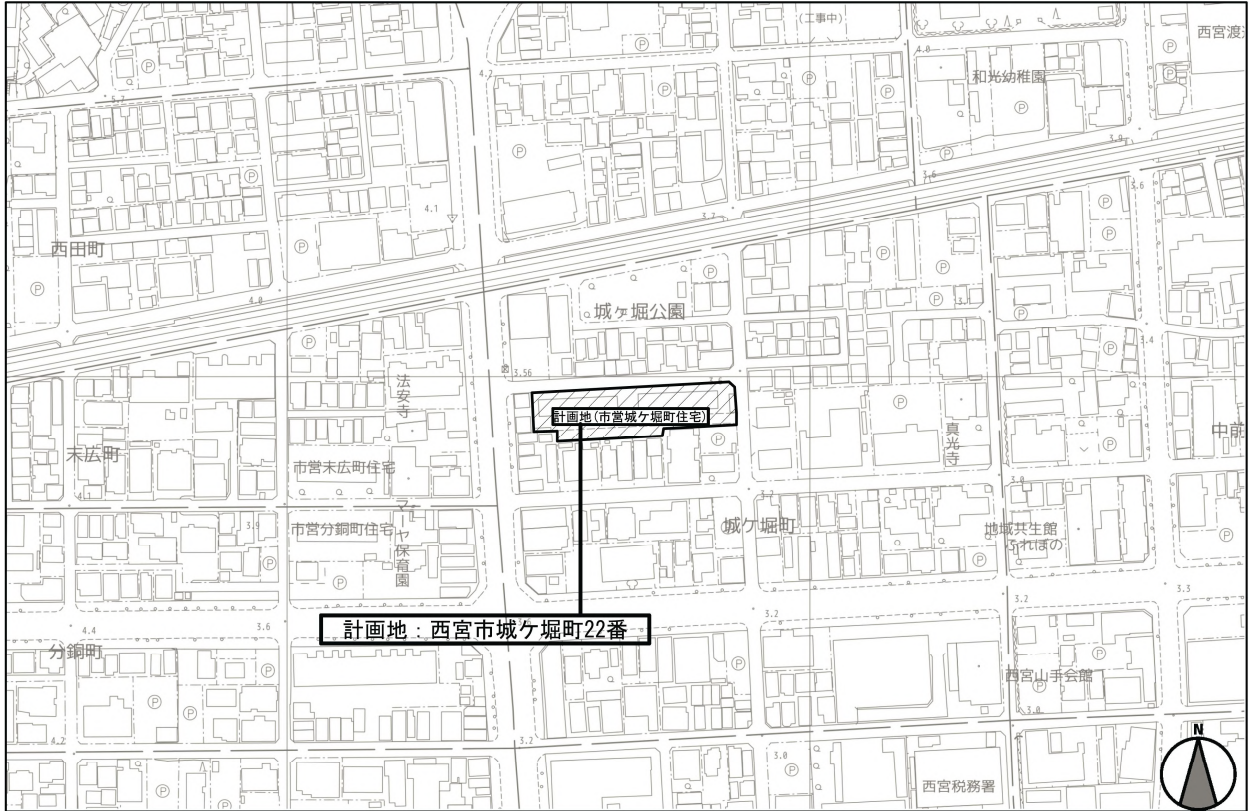
1 業 者 名	株式会社 松田組	
2 資 本 金	72,000	
3 最近1年間の 完成工事高	建築一式工事	1,482,399
	土木一式工事	976,286
	その他一式工事	1,280
	計	2,459,965
4 本市以外の 主要工事	もりのおと小規模保育園新築工事	109,400
	雲雀丘花屋敷運輸ビル寝室他設備改良工事のうち建築工事	94,000
	六甲変電所耐震補強工事のうち建築工事	117,700
	南茨木阪急ビル解体に伴う南茨木駅橋上駅舎耐震性能維持工事のうち建築工事	40,700
5 本市に対する 主要工事	市営住宅上ヶ原七番町2号棟外壁改修他工事	83,600
	生瀬小学校体育館・特別教室棟大規模改修他建築工事	103,400
	市営住宅池田町外壁改修他工事	160,600
	津門保育所・津門児童館改築工事（JV工事比率70%）	621,500
6 現在施 工中の 工事	本市に 対 する 分	段上小学校大規模改修他工事（JV工事比率70%） 1,306,800 上之町保育所・北瓦木センター大規模改修工事 186,780
	本市以外 に 対 する 分	該当なし

(単位：千円)

1	業 者 名	日光建設工業 株式会社	
2	資 本 金		45,000
3	最近1年間の 完成工事高	土木一式工事	303,711
		その他工事	61,733
		計	365,444
4	本市以外の 主要工事	復旧治山31K第3号	121,110
		尼崎西宮芦屋港海岸 南芦屋浜護岸改修工事(その3)	301,400
		下水道管渠改築(その5)工事	177,760
		六軒町外配水管布設替工事	214,720
		(主) 尼崎池田線 舗装修繕工事(その1)	67,906
		奥池(1)Ⅱ地区 急傾斜地崩壊対策工事	206,521
		兵庫東流域下水汚泥広域処理場 防潮堤整備工事その8	96,541
尼崎西宮芦屋港海岸 鳴尾浜地区東護岸改修工事(その5)	159,612		
5	最近3年間の 本市に対する 主要工事	該当なし	
6	現在施 工中の 工事	本市に対 する分	段上小学校大規模改修他工事(JV工事比率30%) 1,306,800
		本市以外 に対する 分	緊急予防強 4緊Y(緊)第1号 88,638 仁川町3丁目外配水管布設替工事 198,572

工事名：市営城ヶ堀町住宅整備工事

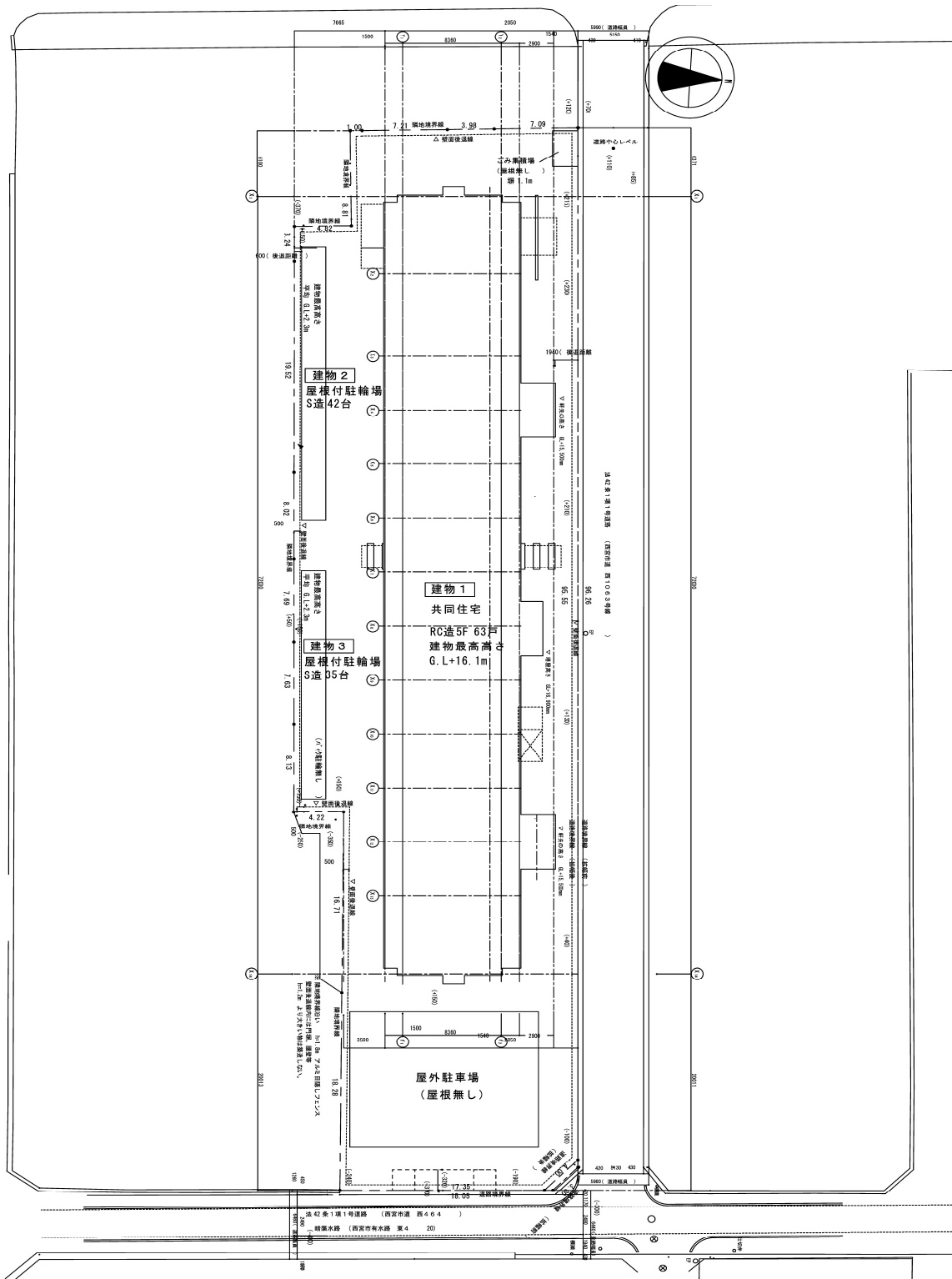
図面：附近見取図



工事場所：兵庫県西宮市城ヶ堀町22番

工事名：市営城ヶ堀町住宅整備工事

図面：配置図



■工事場所

兵庫県西宮市城ヶ堀町22番

工事請負契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 契約の目的	瓦木小学校長寿命化改修他工事
2 契約金額	金1,430,000,000円
3 契約の相手方	西宮市高松町20番21号 松田・日光 特定建設工事共同企業体

(参考)

- (1) 工期 令和8年1月30日
- (2) 工事場所 西宮市大屋町
- (3) 工事概要 北棟長寿命化改修工事（構造：RC造4階建、延床面積：2,095
m²）
屋上防水改修、外壁改修、外部建具改修、内装改修、電気設備改修、
機械設備改修、渡り廊下改修、外構改修
南棟長寿命化改修工事（構造：RC造3階建、延床面積：4,293
m²）
屋上防水改修、外壁改修、外部建具改修、内装改修、電気設備改修、
機械設備改修、渡り廊下改修、外構改修
附属棟・外構改修他工事

受変電設備改修工事

給水設備改修工事

教室転用工事

入札結果表

令和5年7月31日 開札、同日 施工計画評価型総合評価落札方式により決定					
名 称		瓦木小学校長寿命化改修他工事			
予 定 価 格		金1,441,000千円 (入札書比較価格 金1,310,000千円)			
調査基準価格		金1,325,720千円 (調査基準比較価格 金1,205,200千円)			
失格基準価格		金1,252,785千円 (失格基準比較価格 金1,138,895千円)			
入 札 者	技術評価点 (A)	入札価格 (単位: 億円)		評価値 (A) / (B)	備 考
		1回目	2回目 (B)		
松田・日光 特定建設工 事共同企業体	104.050	13.50	13.00	8.004	落 札

評価値は小数第4位を四捨五入

契約業者経歴表

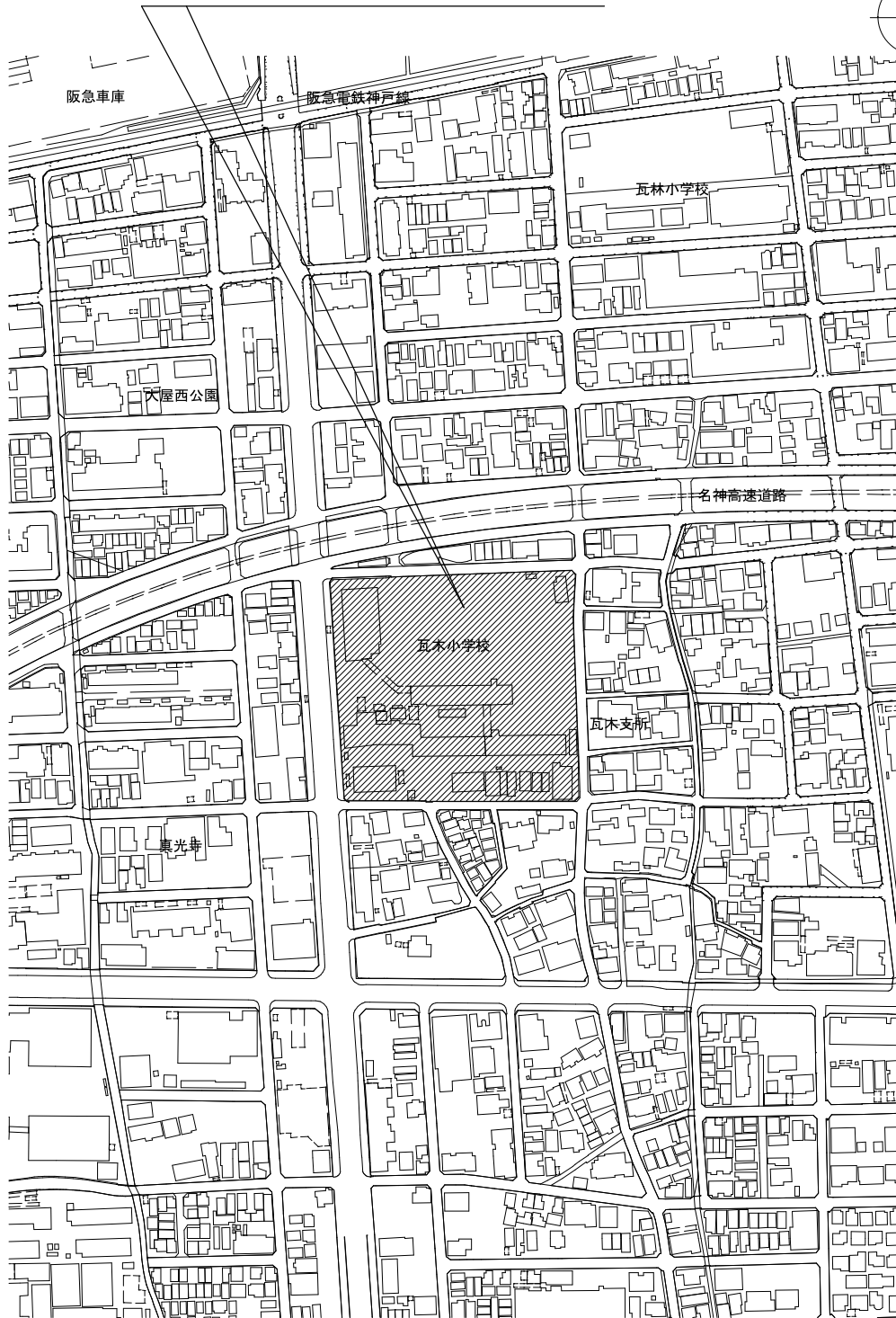
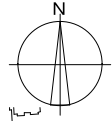
(単位：千円)

1 業 者 名	株式会社 松田組	
2 資 本 金	72,000	
3 最近1年間の 完成工事高	建築一式工事	1,482,399
	土木一式工事	976,286
	その他一式工事	1,280
	計	2,459,965
4 本市以外の 主要工事	もりのおと小規模保育園新築工事	109,400
	雲雀丘花屋敷運輸ビル寝室他設備改良工事のうち建築工事	94,000
	六甲変電所耐震補強工事のうち建築工事	117,700
	南茨木阪急ビル解体に伴う南茨木駅橋上駅舎耐震性能維持工事のうち建築工事	40,700
5 本市に対する 主要工事	市営住宅上ヶ原七番町2号棟外壁改修他工事	83,600
	生瀬小学校体育館・特別教室棟大規模改修他建築工事	103,400
	市営住宅池田町外壁改修他工事	160,600
	津門保育所・津門児童館改築工事（JV工事比率70%）	621,500
6 現在施 工中の 工事	本市に 対 する 分	段上小学校大規模改修他工事（JV工事比率70%） 1,306,800 上之町保育所・北瓦木センター大規模改修工事 186,780
	本市以外 に 対 する 分	該当なし

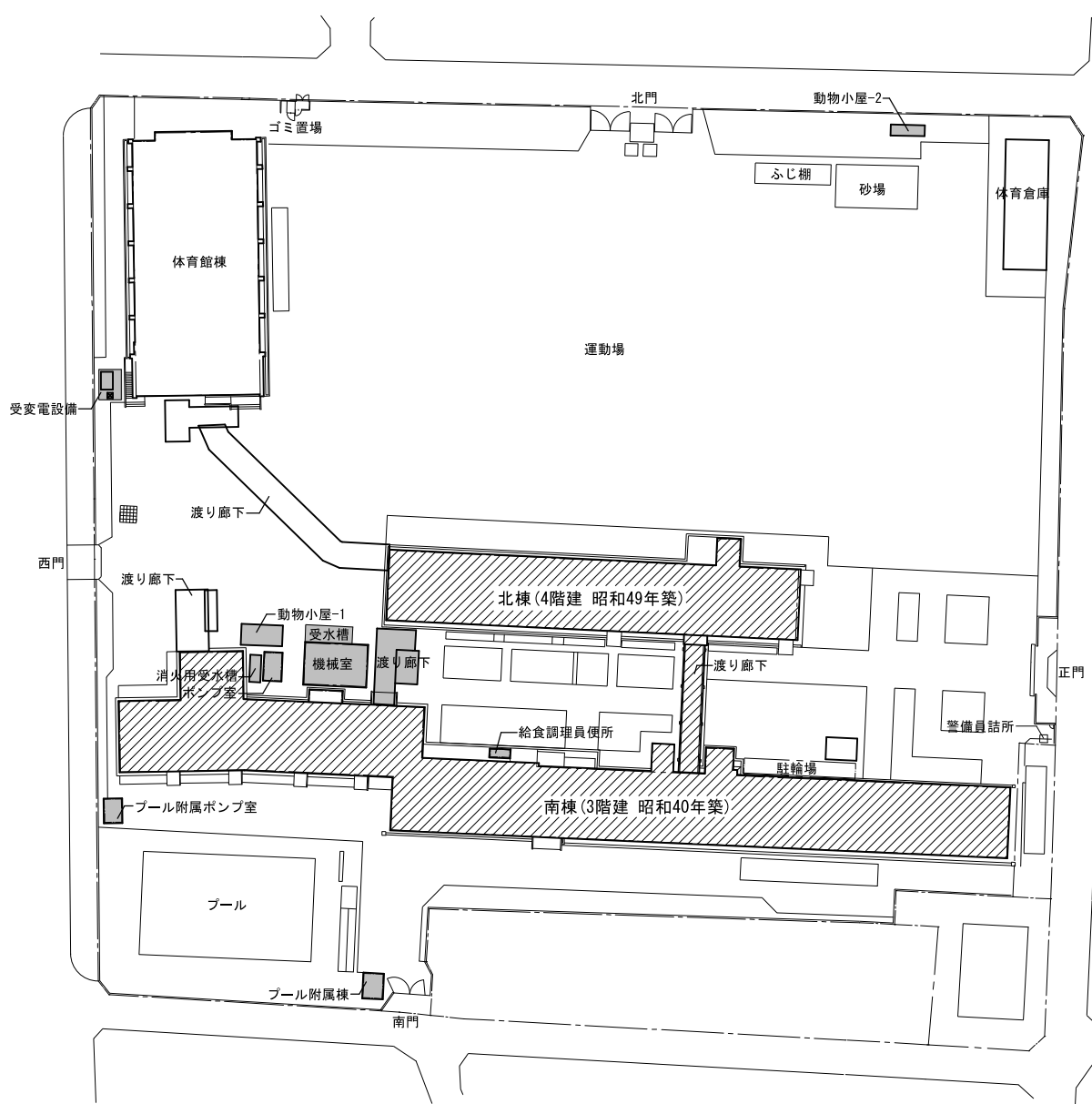
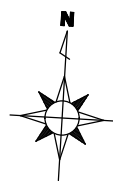
(単位：千円)



1	業 者 名	日光建設工業 株式会社	
2	資 本 金		45,000
3	最近1年間の 完成工事高	土木一式工事	303,711
		その他工事	61,733
		計	365,444
4	本市以外の 主要工事	復旧治山31K第3号	121,110
		尼崎西宮芦屋港海岸 南芦屋浜護岸改修工事(その3)	301,400
		下水道管渠改築(その5)工事	177,760
		六軒町外配水管布設替工事	214,720
		(主) 尼崎池田線 舗装修繕工事(その1)	67,906
		奥池(1)Ⅱ地区 急傾斜地崩壊対策工事	206,521
		兵庫東流域下水汚泥広域処理場 防潮堤整備工事その8	96,541
尼崎西宮芦屋港海岸 鳴尾浜地区東護岸改修工事(その5)	159,612		
5	最近3年間の 本市に対する 主要工事	該当なし	
6	現在施 工中の 工事	本市に対 する分	段上小学校大規模改修他工事(JV工事比率30%) 1,306,800
		本市以外 に対する 分	緊急予防強 4緊Y(緊)第1号 88,638 仁川町3丁目外配水管布設替工事 198,572

工事場所：西宮市立瓦木小学校
兵庫県西宮市大屋町10-20



瓦木小学校長寿命化改修他工事 付近見取図(1/4000)



-  長寿命化改修工事 (屋上防水・外壁・外部建具・内装・電気設備・機械設備)
-  その他工事

瓦木小学校長寿命化改修他工事 配置図 (1/1000)

工事請負契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 契約の目的	今津小学校長寿命化改修他工事
2 契約金額	金1,412,400,000円
3 契約の相手方	西宮市東町1丁目10番27号 三日月建設・松田組 特定建設工事共同企業体

(参考)

- (1) 工期 令和8年3月31日
- (2) 工事場所 西宮市今津二葉町
- (3) 工事概要 教室棟長寿命化改修工事（構造：RC造3階建、延床面積：4,065㎡）
屋上防水改修、外壁改修、内装改修、電気設備改修、機械設備改修
プール棟長寿命化改修工事（構造：RC造3階建、延床面積：919㎡）
屋上防水及び屋上プール改修、外壁改修、電気設備改修、機械設備改修
体育館棟長寿命化改修工事（構造：RC造一部S造3階建、延床面積：2,423㎡）

屋上防水改修、外壁改修、金属屋根改修、電気設備改修、機械設備改修

附属棟・外構改修工事

仮設校舎賃貸借業務

入札結果表

令和5年7月31日 開札、落札者なしのため、随意契約（8号）により交渉、同日決定				
名 称	今津小学校長寿命化改修他工事			
予 定 価 格	金1,412,400千円（入札書比較価格 金1,284,000千円）			
調査基準価格	金1,299,408千円（調査基準比較価格 金1,181,280千円）			
失格基準価格	金1,232,478千円（失格基準比較価格 金1,120,435千円）			
入 札 者	入札価格（単位：千円）		打切後 随意契約 （単位：千円）	備 考
	1回目	2回目		
三日月建設・松田組 特 定建設工事共同企業体	1,320,000	1,298,800	1,284,000	決 定

契約業者経歴表

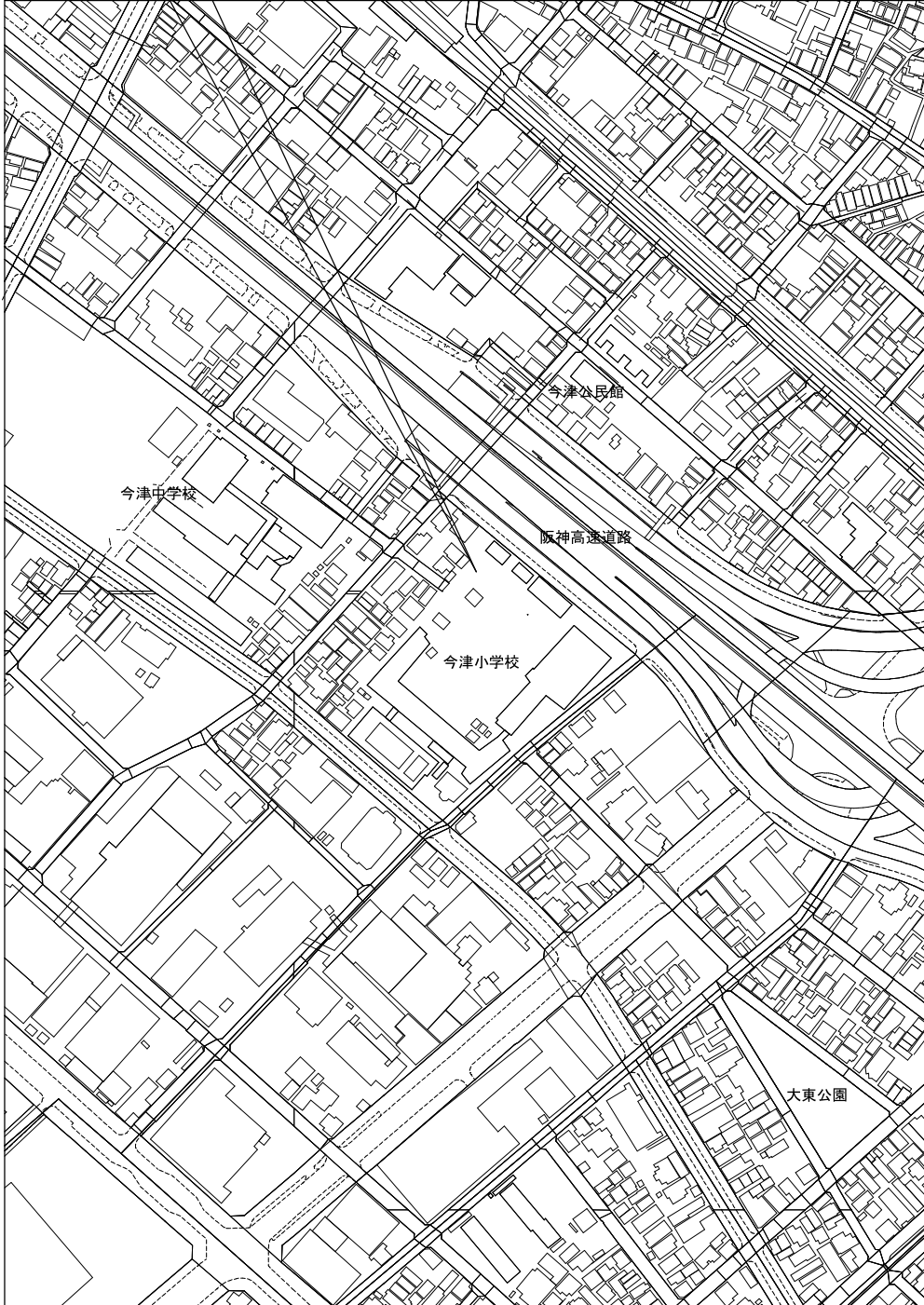
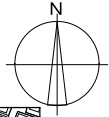
(単位：千円)

1 業 者 名	三日月建設 株式会社		
2 資 本 金	50,000		
3 最近1年間の 完成工事高	建築一式工事	1,855,428	
	土木一式工事	1,000	
	その他工事	5,462	
	計	1,861,890	
4 本市以外の 主要工事	瓦林クリニックビル新築工事	138,400	
	ドリームセブン障害福祉施設新築工事	114,000	
	甲子園大学8号館解体工事	108,000	
	園田競馬場騎手調整ルーム耐震他改修工事	264,500	
5 最近3年間の 本市に対する 主要工事	高木小学校南棟・体育館棟長寿命化改修工事（JV工事比率70%）	643,566	
	甲東小学校北東棟大規模改修工事	260,678	
	浜甲子園保育所新築工事	314,600	
	学文中学校北棟・南棟他外壁改修他工事	114,154	
6 現在施 工中の 工事	本市に 対 する 分	甲陽園小学校長寿命化改修他工事（JV工事比率70%）	1,540,000
		甲武中学校長寿命化改修他工事（JV工事比率70%）	1,304,600
	本市以外 に 対 する 分	M様邸新築工事	100,000
		高井田オートボックス駐車場舗装修理工事	10,900
		万代西宮前浜店改装工事	215,000
		六甲アスレチックパークリフト通路改修工事	35,000

(単位：千円)

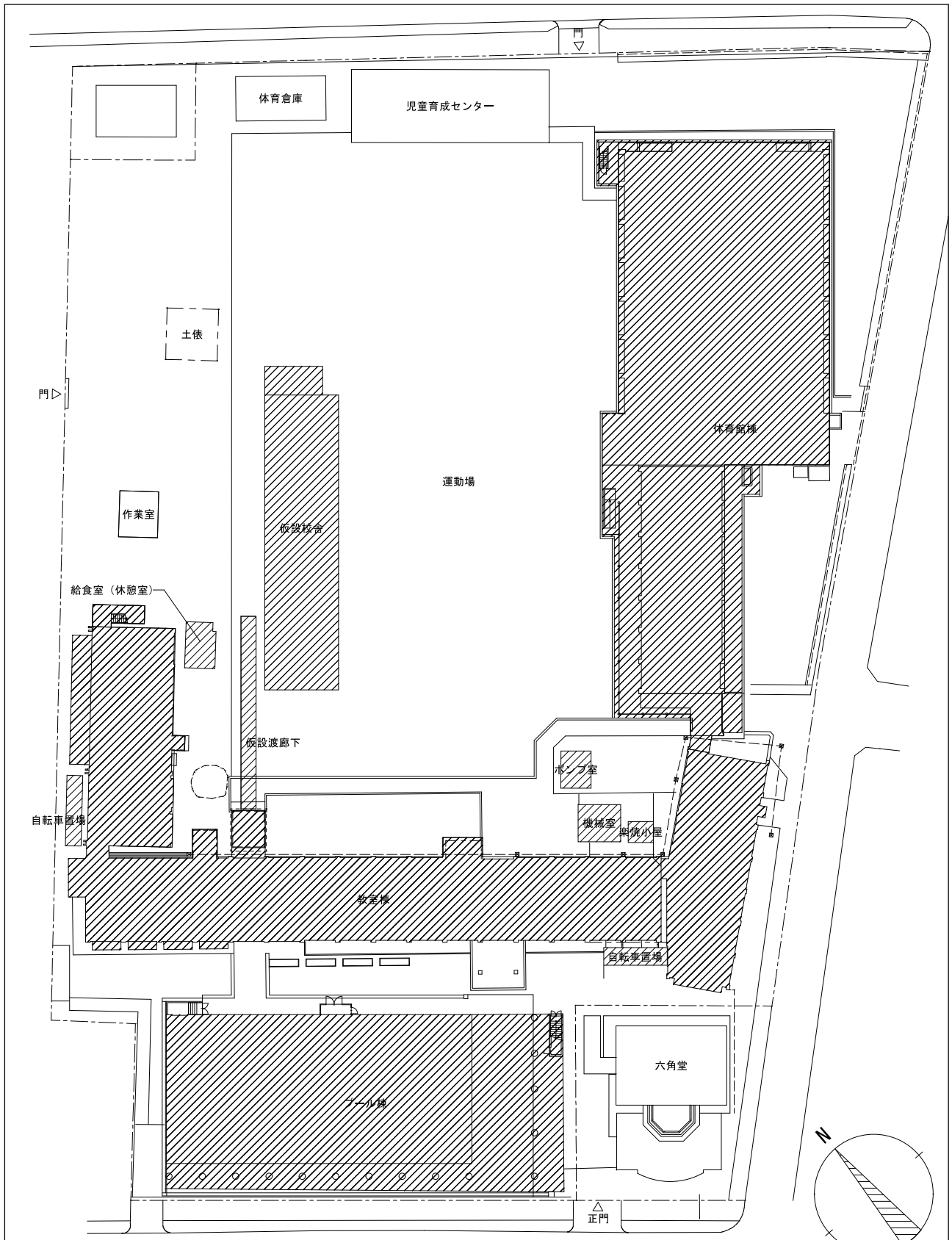
1 業 者 名	株式会社 松田組		
2 資 本 金	72,000		
3 最近1年間の 完成工事高	建築一式工事	1,482,399	
	土木一式工事	976,286	
	その他一式工事	1,280	
	計	2,459,965	
4 本市以外の 主要工事	もりのおと小規模保育園新築工事	109,400	
	雲雀丘花屋敷運輸ビル寝室他設備改良工事のうち建築工事	94,000	
	六甲変電所耐震補強工事のうち建築工事	117,700	
	南茨木阪急ビル解体に伴う南茨木駅橋上駅舎耐震性能維持工事のうち建築工事	40,700	
5 本市に対する 主要工事	市営住宅上ヶ原七番町2号棟外壁改修他工事	83,600	
	生瀬小学校体育館・特別教室棟大規模改修他建築工事	103,400	
	市営住宅池田町外壁改修他工事	160,600	
	津門保育所・津門児童館改築工事（JV工事比率70%）	621,500	
6 現在施 工中の 工事	本市に 対 する 分	段上小学校大規模改修他工事（JV工事比率70%）	1,306,800
		上之町保育所・北瓦木センター大規模改修工事	186,780
	本市以外 に対する 分	該当なし	

工事場所：西宮市立今津小学校
兵庫県西宮市今津二葉町 4-10



0 150m

今津小学校長寿命化改修他工事 付近見取図(1/4000)



長寿命化改修工事(屋上防水・外壁・外部建具・内装・電気設備・機械設備)

今津小学校長寿命化改修他工事 配置図(1/1000)

工事請負契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 契約の目的	鳴尾東小学校大規模改修他工事
2 契約金額	金975,150,000円
3 契約の相手方	西宮市池田町12番20号 新井組・安武建設 特定建設工事共同企業体

(参考)

- (1) 工期 令和8年1月30日
- (2) 工事場所 西宮市笠屋町
- (3) 工事概要 小学校管理・特別・普通教室棟、渡り廊下棟屋上防水他改修工事（構造：RC造4階建、延床面積：4,117㎡）
屋上防水改修、外壁改修、電気設備改修、機械設備改修、渡り廊下改修 他
- 小学校給食棟屋上防水他改修工事（構造：RC造1階建、延床面積：147㎡）
屋上防水改修、外壁改修、電気設備改修、機械設備改修 他
- 小学校南棟大規模改修工事（構造：RC造3階建、延床面積：1,476㎡）

屋上防水改修、外壁改修、内装改修、電気設備改修、機械設備改修
他

小学校プール棟外壁他改修工事（構造：R C造2階建、延床面積：
5 5 7 m²）

屋上防水改修、プール改修、外壁改修、電気設備改修、機械設備改修、
渡り廊下改修 他

小学校附属棟屋上防水他改修工事

仮設校舎賃貸借業務

入札結果表

令和5年7月31日 開札、同日 施工計画評価型総合評価落札方式により決定					
名 称 鳴尾東小学校大規模改修他工事					
予 定 価 格 金984,060千円 (入札書比較価格 金894,600千円)					
調査基準価格 金905,335千円 (調査基準比較価格 金823,032千円)					
失格基準価格 金854,876千円 (失格基準比較価格 金777,160千円)					
入 札 者	技術評価点 (A)	入札価格 (単位: 億円)		評価値 (A) / (B)	備 考
		1回目	2回目 (B)		
新井組・安武建設 特定 建設工事共同企業体	105.250	9.17	8.86	11.873	落 札
松田組・三日月建設 特 定建設工事共同企業体	103.350	8.98	8.74	11.825	

評価値は小数第4位を四捨五入

契約業者経歴表

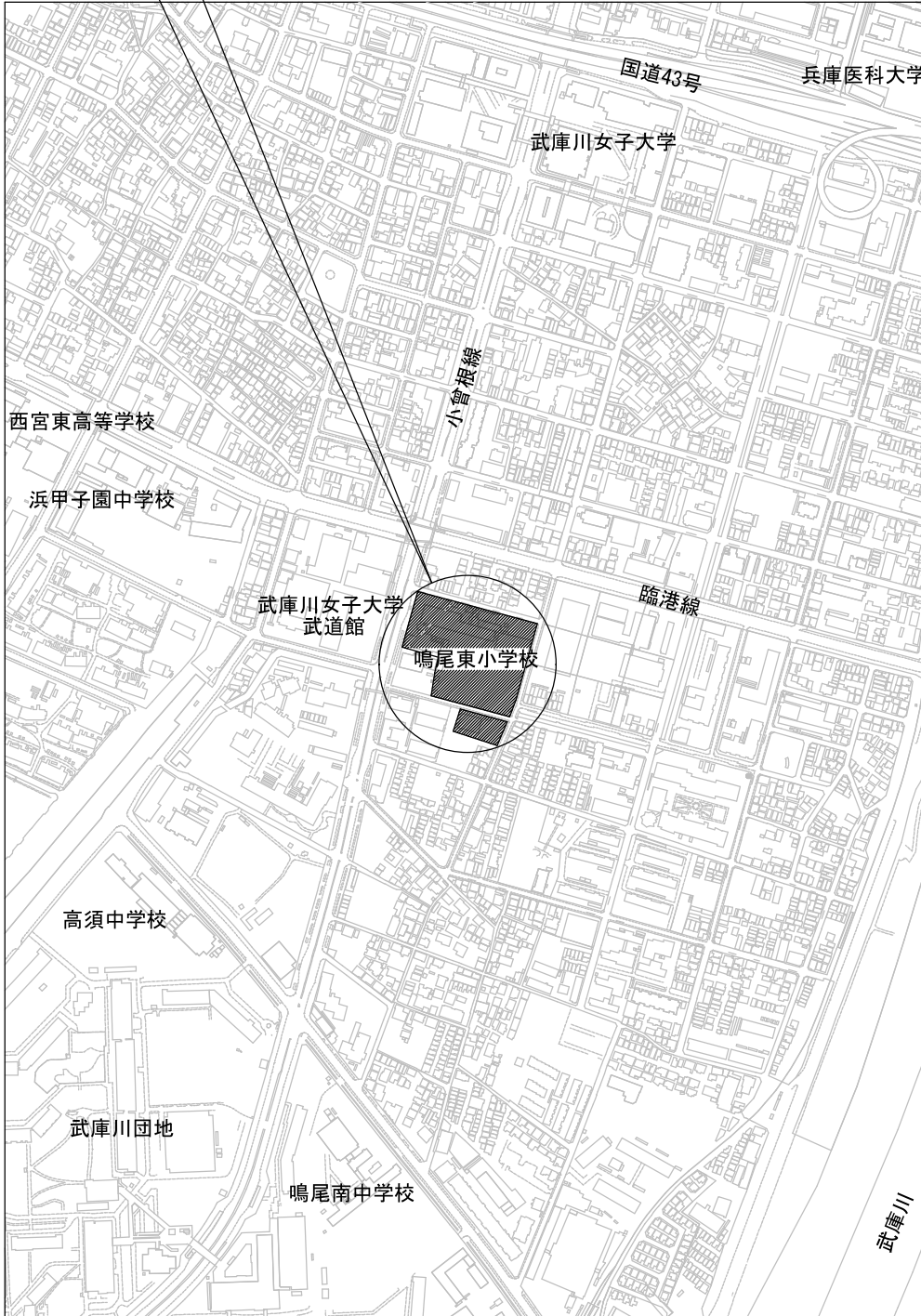
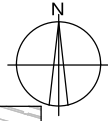
(単位：千円)

1 業 者 名	株式会社 新井組	
2 資 本 金	500,000	
3 最近1年間の 完成工事高	建築一式工事	12,847,803
	土木一式工事	11,347,125
	その他工事	460,433
	計	24,655,361
4 本市以外の 主要工事	02-浜甲子園団地第3期A棟建築その他工事	1,315,447
	(修)補修基地建築工事2019-2-1	2,035,000
	北多摩二号水再生センター汚泥処理設備再構築に伴う建設工 事	774,147
	東京都足立児童相談所(2)改築工事	1,486,100
5 最近3年間の 本市に対する 主要工事	春風小学校育成センター新築工事(JV工事比率70%)	197,230
6 現在履 工中の 工事	本市に対 する分	安井小学校改築工事(JV工事比率70%) 2,860,000 瓦木中学校校舎改築他工事(JV工事比率70%) 3,216,400
	本市以外 に対する 分	(修)木場受電所建築工事 546,480 04-武庫川団地17号棟他2棟耐震改修その他工事 1,210,000 県立西宮総合医療センター(仮称)病院棟外建築工事(JV 工事比率30%) 19,470,000

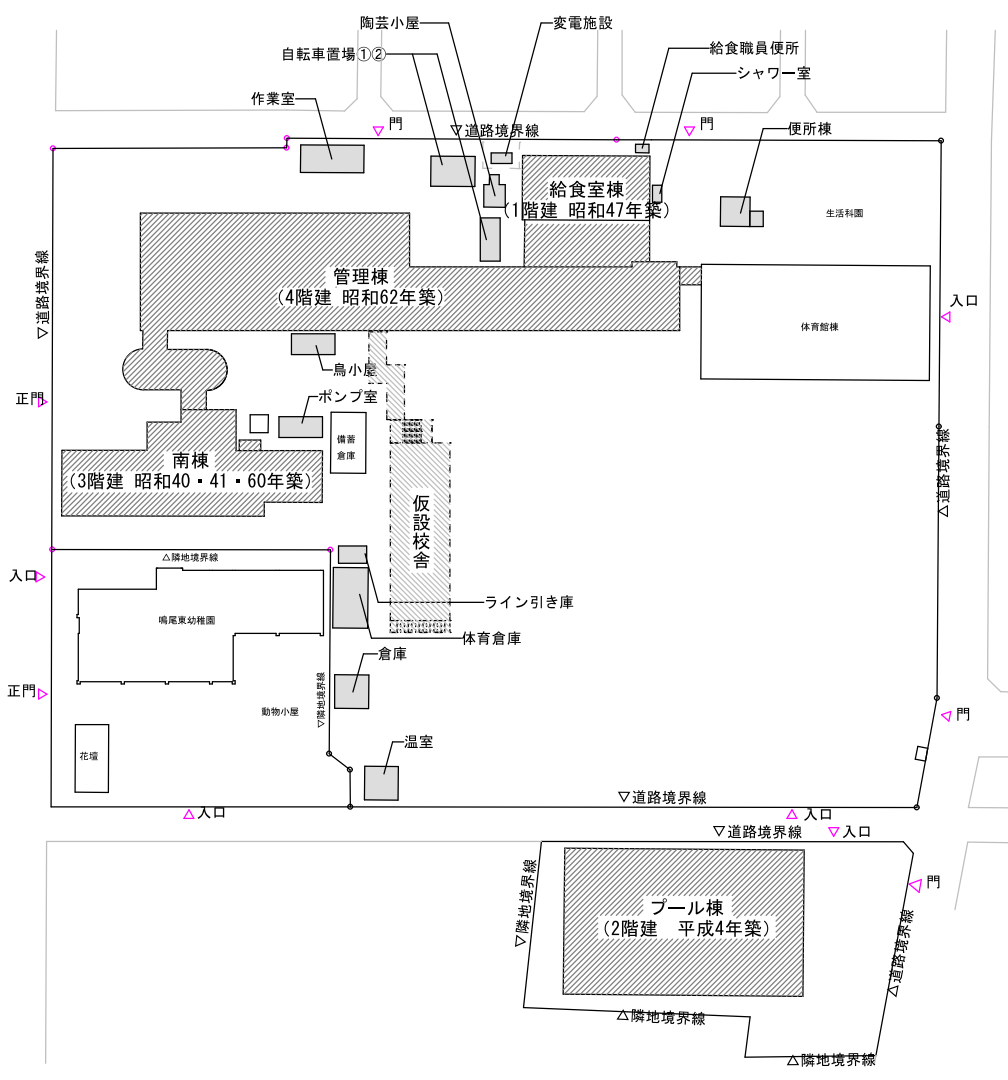
(単位：千円)




1 業 者 名	安武建設 株式会社	
2 資 本 金	20,000	
3 最近1年間の 完成工事高	建築一式工事	810,516
	土木一式工事	495,866
	計	1,306,382
4 最近3年間の 本市以外の 主要工事	該当なし	
5 最近3年間の 本市に対する 主要工事	春風小学校育成センター新築工事（JV工事比率30%）	197,230
6 現在施 工中の 工 事	本市に対 する分	安井小学校改築工事（JV工事比率30%） 2,860,000 瓦木中学校校舎改築他工事（JV工事比率30%） 3,216,400
	本市以外 に対する 分	該当なし

工事場所：西宮市立鳴尾東小学校
兵庫県西宮市笠屋町30-50



鳴尾東小学校大規模改修他工事 付近見取図(1/8000)



-  大規模改修工事(屋上防水・外壁・電気設備・機械設備)
※ ただし、南棟は内装改修工事を含む。
-  その他工事
-  仮設校舎新築工事

鳴尾東小学校大規模改修他工事 配置図(1/1200)

工事請負契約変更の件

令和 4 年 9 月 16 日議決を得た工事請負契約変更の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

議 決 番 号	変 更 事 項
議決第 605 号	報告第 5 号（令和 5 年 6 月 27 日終了）で変更した契約金額「金 2, 865, 333, 548 円」を「金 2, 870, 650, 489 円」に変更する。

(参考)

- 1 変 更 理 由 現場調査の結果、アスベスト含有建材の追加除去に伴う数量変更、地中埋設物撤去に伴う山留工事の仕様・数量変更等により工事費が増額となるため。
- 2 原契約の目的 安井小学校改築工事
- 3 契約の相手方 西宮市池田町 12 番 20 号
新井組・安武建設 特定建設工事共同企業体
- 4 工 期 令和 3 年 3 月 24 日から令和 6 年 3 月 8 日まで

工事請負契約変更の件

令和5年3月22日議決を得た工事請負契約変更の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

議決番号	変更事項
議決第724号	契約金額「金1,332,664,402円」を「金1,387,914,453円」に変更する。

(参考)

- 1 変更理由 北棟・南東棟の外壁改修工事に伴う補修数量の増加、機械室のアスベスト除去工事及び南西棟北面ダクトスペース撤去・改修工事の追加等により工事費が増額となるため。
- 2 原契約の目的 段上小学校大規模改修他工事
- 3 契約の相手方 西宮市高松町20番21号
松田・日光 特定建設工事共同企業体
- 4 工期 令和4年7月8日から令和6年1月31日まで

処 分 報 告 の 件

下記の事件について専決処分したので報告する。

令和5年11月28日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定に基づき、次の事件を専決処分する。

専決第26号	令和5年8月3日
専決第27号	令和5年8月10日
専決第28号	令和5年8月22日
専決第29号	令和5年8月24日
専決第30号	令和5年8月31日
専決第31号	令和5年8月31日
専決第32号	令和5年9月19日
専決第33号	令和5年9月21日
専決第34号	令和5年9月26日
専決第35号	令和5年9月28日
専決第36号	令和5年10月2日
専決第37号	令和5年10月3日
専決第38号	令和5年10月6日
専決第39号	令和5年10月17日

専決第40号

令和5年10月18日

専決第41号

令和5年10月18日

専決第42号

令和5年10月19日

専決第43号

令和5年10月23日

和解に係る専決処分（指定事項第1号該当）

専決年月日	令和5年8月3日
専決番号	第26号
相手方	***** * * * *****
事件の概要	令和5年2月15日午後2時20分頃、西宮市西田町3-12先市道西第706号線において、歩行中の相手方が道路の段差につまずいて転倒し、負傷したものの。
和解の要旨	相手方の治療費等（441,590円）の50パーセントを市が、50パーセントを相手方が負担する。

専決年月日	令和5年10月3日
専決番号	第37号
相手方	***** * * * *****
事件の概要	令和5年5月21日午前9時30分頃、西宮市上甲東園1丁目14先市道甲第170号線において、歩行中の相手方が道路上に設置されている市の管理するグレーチングの隙間に足が挟まり、負傷したものの。
和解の要旨	相手方の治療費等（533,240円）の50パーセントを市が、50パーセントを相手方が負担する。

損害賠償の額の決定に係る専決処分（指定事項第2号該当）

専決年月日	令和5年8月10日
専決番号	第27号
相手方	***** *** *
事件の概要	令和5年6月19日午前9時30分頃、西宮市西宮浜3丁目8西部総合処理センター破砕選別施設において、相手方が粗大ゴミを持ち込んだ際、施設操作課の職員が誤って相手方車両内にあった相手方スーツケース及びその収納品を処分したもの。
損害賠償の額	スーツケース等価格相当額 84,311円

専決年月日	令和5年8月22日
専決番号	第28号
相手方	***** *** *
事件の概要	令和5年7月21日午前10時頃、*****において、美化第1課の職員が誤って相手方システムキッチンの引き出し2個を粗大ゴミとして収集したもの。
損害賠償の額	引き出し設置費用 74,745円

専決年月日	令和5年8月24日
専決番号	第29号
相手方	***** * * * *****
事件の概要	令和5年6月23日午前8時44分頃、西宮市上甲子園3丁目10-10先において、美化第2課の車両（塵芥車）が交差点を通過しようとしたところ、左方向から同交差点に進入した相手方車両（自転車）と接触し、相手方が負傷したものの。
損害賠償の額	治療費等 86,152円

専決年月日	令和5年8月31日
専決番号	第30号
相手方	***** * * *
事件の概要	*****市道甲第180号線において、市の管理する街路樹の根が相手方敷地に侵入し、汚水管を詰まらせたものの。
損害賠償の額	汚水管修理費等 256,100円

専決年月日	令和5年8月31日
専決番号	第31号
相手方	***** *****
事件の概要	令和5年5月9日午後2時30分頃、西宮市北山町1先において、苦楽園中学校の車両（原動機付自転車）が下りカーブを曲がった際、前方の相手方車両（乗用車）が停止を行うところに追突し、これを破損したものの。
損害賠償の額	車両修理費等 350,900円

専決年月日	令和5年9月21日
専決番号	第33号
相手方	***** *****
事件の概要	令和5年8月1日午前9時頃、西宮市北口町1-1北口保健福祉センター検診施設において、同施設の電気温水器からの漏水により、***相手方店舗の商品を汚損したものの。
損害賠償の額	商品相当額等 103,823円

専決年月日	令和5年9月26日
専決番号	第34号
相手方	***** ****
事件の概要	令和5年8月17日午後1時43分頃、西宮市津門大塚町1-31において、西宮消防署の職員が同署屋外訓練スペースから発射したレスキューショットの部品が想定落下位置を越えて飛翔し、駐車場に駐車していた相手方車両（乗用車）に接触し、これを破損したものの。
損害賠償の額	車両修理費 143,000円

専決年月日	令和5年9月28日
専決番号	第35号
相手方	***** ****
事件の概要	令和5年8月19日午後1時10分頃、西宮市今津二葉町5-15今津中学校において、ソフトボール部活動中にボールが防球ネット及び金網を越え、駐車場に駐車していた相手方車両（軽乗用車）に当たり、これを破損したものの。
損害賠償の額	車両修理費等 115,700円

専決年月日	令和5年10月2日
専決番号	第36号
相手方	***** ****
事件の概要	令和5年6月20日午前10時頃、西宮市津門川町2-39において、美化第1課の車両（塵芥車）が収集したごみを圧縮粉砕した際に、ごみの中に入っていた液体が飛散し、相手方ベビーカー等を汚損したもの。
損害賠償の額	ベビーカー等価格相当額 41,670円

専決年月日	令和5年10月6日
専決番号	第38号
相手方	***** *****
事件の概要	令和5年9月7日午後5時頃、***** *駐車場入口において、平木中学校の車両（軽貨物車）が同駐車場に進入する際、搭載していた荷物が高さ制限バーに接触し、これを破損したもの。
損害賠償の額	高さ制限バー修理費 30,800円

専決年月日	令和5年10月18日
専決番号	第40号
相手方	***** * * *
事件の概要	令和5年7月3日午前9時頃、*****において、美化第2課の車両（塵芥車）が相手方マンション駐車場で後進したところ、同マンション外壁に接触し、これを破損したもの。
損害賠償の額	外壁修理費 350,900円

専決年月日	令和5年10月18日
専決番号	第41号
相手方	***** *****
事件の概要	令和5年8月18日午前10時頃、西宮市六湛寺町10-3先において、厚生課の車両（軽乗用車）が発進したところ、前方2台前の車両が急停止し、前方1台前の相手方車両（乗用車）も停止したが、市車両の停止が間に合わず、相手方車両に追突し、これを破損したものの。
損害賠償の額	車両修理費等 278,190円

専決年月日	令和5年10月23日
専決番号	第43号
相手方	***** *****
事件の概要	令和5年10月2日午前9時58分頃、西宮市東鳴尾町2丁目1先において、美化第2課の車両（塵芥車）が信号のない交差点を右折したところ、停車中の相手方車両（軽自動車）に接触し、これを破損したものの。
損害賠償の額	車両修理費等 227,920円

工事変更契約に係る専決処分（指定事項第3号該当）

専決年月日	令和5年9月19日
専決番号	第32号
議決番号	第545号（令和4年3月17日議決）
工事名称	津門保育所・津門児童館改築工事
工事場所	西宮市津門稲荷町
変更内容	議決第723号（令和5年3月22日議決）で変更した契約金額 「637,482,841円」を 「639,439,803円」とする。
契約の相手方	西宮市高松町20番21号 松田・シババヤシ 特定建設工事共同企業体

(参考)

○契約変更理由

外構工事時における地中障害物の撤去及び侵入防止柵の追加設置等に対応するため。

専決年月日	令和5年10月17日
専決番号	第39号
議決番号	第18号（令和5年7月5日議決）
工事名称	上之町保育所・北瓦木センター大規模改修工事
工事場所	西宮市上之町
変更内容	議決第41号（令和5年9月19日議決）で変更した契約金額 「193,602,502円」を 「196,286,765円」とする。
契約の相手方	西宮市高松町20番21号 株式会社 松田組

(参考)

○契約変更理由

関係法令に適合させるため、建具仕様を変更する。

専決年月日	令和5年10月19日
専決番号	第42号
議決番号	第678号（令和4年12月19日議決）
工事名称	市営住宅西宮浜4丁目1号棟外壁改修他工事
工事場所	西宮市西宮浜4丁目
変更内容	契約金額「149,600,000円」を 「151,361,218円」とする。
契約の相手方	西宮市生瀬町1丁目22番12号 株式会社 巨勢工務店

(参考)

○契約変更理由

外壁欠損部の補修を要する施工数量が増加し、付帯する外壁石綿除去数量も合わせて増加したこと等により増額となるため。